

喜多方市市民活動 支援センター通信

発行： 2020 年 6 月
発行者： 喜多方市市民活動
支援センター

Vol.31 (2020 年度 第 1 号)

新型コロナウイルス 感染拡大防止のために

「喜多方市新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」により、5 月 31 日まで市内の集会施設や公民館、体育館などが臨時休館となっていました。6 月 1 日より各施設再開となりました。市民活動を行う拠点として利用している方も多く、活動を自粛されていた団体も早速動き出しているようです。

喜多方市を含む会津地方では現在まで感染者は出ておりませんが、活動の際には、今後も引き続き感染予防対策をしていただき、安心・安全に活動していただけますよう、ご注意くださいと思います。



三密にならないように注意しましょう！



手洗い・消毒！



マスクの着用！
咳エチケット！



換気！



間隔はできるだけ
あけましょう！



発熱や咳など、風邪のような症状のある方や、
体調の優れない方などは参加を控えましょう！

関係書類の提出時期です

NPO 法人は毎事業年度終了後、3 か月以内に事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。

また、喜多方市教育委員会から「社会教育関係団体」として認定を受けた団体は、毎年、認定継続のため調査書の提出が必要です。

NPO 法人	
提出書類	・事業報告書等提出書 ・事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・活動計算書 ・年間役員名簿 ・社員 10 名以上の者の名簿
提出先	福島県文化振興課
提出期限	事業年度終了後 3 か月以内 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず総会が開催できず、事業報告書等の提出が遅れそうな場合には、所轄庁にご相談ください。
備考	・2 部提出が必要。 ・3 年以上にわたって事業報告書等の提出がない場合は、認証を取り消される場合があります。

社会教育関係団体	
提出書類	・令和 2 年度事業計画書、予算書 ・令和元年度事業報告書、決算書 ・会員名簿 ・役員名簿 ・規約（会則） ※総会資料が全てを網羅している場合はその資料を提出してください。
提出先	下記のいずれかに提出してください。 ・喜多方市教育委員会生涯学習課 ・各総合支所住民課教育総務担当 ・市内各公民館
提出期限	令和 2 年 6 月 30 日(火)
備考	・解散などの理由で認定を取り下げたい場合はお問い合わせください。

書類作成のご相談やお手伝いもしております。
お気軽にお問い合わせください！

